



(5)ふるさと応援寄附金条例について

問 ふるさと納税と一緒に。

答 同じ。

問 基金を作らなくてはダメなのか。

答 基金を定めていない所もあるが、幌延町の場合は基金で管理したい。

問 納税者から目的を定められたらどうするのか。

答 基金として受け入れ、翌年度の予算に反映させていきたい。

問 奨学資金貸付条例の改正について

問 公立高校、国立大学に限定しているのはなぜか。

答 再度検討する。(その後、私立も認めることとした)

問 教育の機会均等と町の基幹産業を担う人材の確保の観点からも、免除ということを考えてはどうか。

問 全額免除ということも有り得るかもしれないが、7年間で4百20万円の奨学金の免除をみこして進捗することになると、いろいろ問題もある。これからの検討とさせて欲しい。

問 公立高校、国立大学に限定しているのはなぜか。

答 再度検討する。(その後、私立も認めることとした)

問 教育の機会均等と町の基幹産業を担う人材の確保の観点からも、免除ということを考えてはどうか。

問 全額免除ということも有り得るかもしれないが、7年間で4百20万円の奨学金の免除をみこして進捗することになると、いろいろ問題もある。これからの検討とさせて欲しい。

### 第3回 まちづくり常任委員会報告

2月25日

#### ○調査事項

(1)平成28年度一般会計ほか6会計の概要について

(2)平成28年度国民健康保険の税率について

(3)奨学資金貸付条例の一部改正について

(4)町道・橋梁に係る今後の整備について

(5)トナカイ観光牧場について

(6)町営住宅使用料等に係る不適正事務について

なり、本町としても引上げを実施したい。軽減判定基準額の改正については、2割、5割軽減が引き上げられたので、本町も引き上げを実施したい。

問 幌延町は近隣町村の中でも断トツに赤字額が多い。この赤字の要因は。

答 平成30年度から都道府県化に移行する時に大きな税率の負担にならないようにしている。従って、最初から赤字予算を組んでいる。

問 繰り入れもなしで、基金だけでやっている時もあったが、今は厳しい状況になっているのでは。

答 2年間は基金、繰越金があり、少し税率を下げたお返しし、そこから徐々に通常の税率に戻した。現在の基金は1千1百万円程度。

問 奨学資金貸付条例の一部改正について

答 町道・橋梁に係る今後の整備について

定期点検が義務化され、平成28年度から3力年で全ての橋梁を点検する。町道整備については交付金事業の配当が悪い中で、今後の

整備について

北斗観光物産が3月をもって事業から撤退することになり、町内・町外の事業者公募で2事業者の申し込みがあった。2月15日に幌延福祉会安心生産農園に決定した。4月1日から準備を進め、整った段階でオープンを予定している。

問 施設を直したりする予算的なことはないのか。

答 以前も自分達で改修しているの、同様と考えている。

問 補助金は継続されるのか。

答 同じ条件で支出する。

問 管理棟の管理運営は。

答 前と同じような業務をしていたら、それを理解した上で、応募をされている。

平成21年度の公営住宅法の改正が家賃算定に反映されていないことにより、平成28年度の家賃が大幅に上がるの対応を協議。

公営住宅で9百20万4千5百円、特定公共賃貸住宅で1万3千1百円で、合計9百21万7千9百円の不足額になった。家賃を少なく算定した世帯は73件、多く徴収した世帯は24件で、平成28年度家賃が急激に上がる14世帯には減免措置として家賃の差額の2分の1を差し引いた家賃とした。

問 減免措置の総額はどの位か。

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

7月10日に副町長、21日に町長に説明。11月27日、家賃誤算定における対応を協議。12月7日、議会、監査委員に全容が分かり次第報告すると説明。2月4日、

